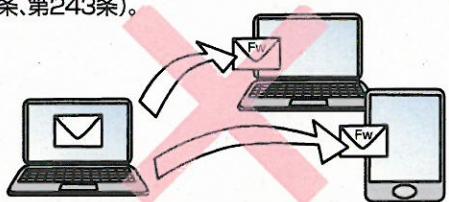


これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

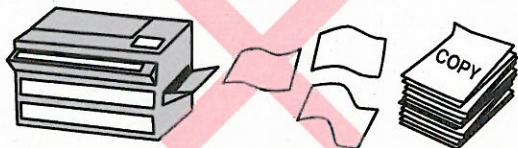
有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



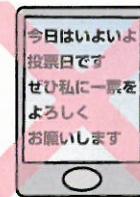
未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができます(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって眞実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



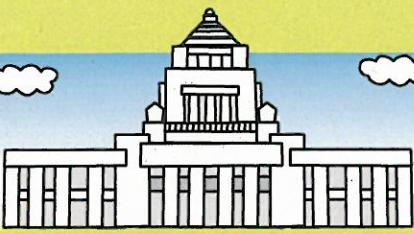
候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#) 検索



選挙制度が変わりました

平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。

成年被後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正も行われました。

指定病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化

- 今回の改正により、指定病院等の不在者投票管理者には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。
- 国政選挙においては、外部立会人に要する経費については、国費により措置されます。

指定病院等の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定病院等）においては、入院・入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。

（事務の詳細は裏面をご確認ください）

代理投票における補助者の見直し

- 今回の改正により、代理投票の補助者は、投票事務に従事する者に限定されることとなりました。

代理投票

心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合に、その選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する制度です。

成年被後見の方の選挙権の回復

- 平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

この夏に実施される参議院議員通常選挙では投票することができます。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください

(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html)

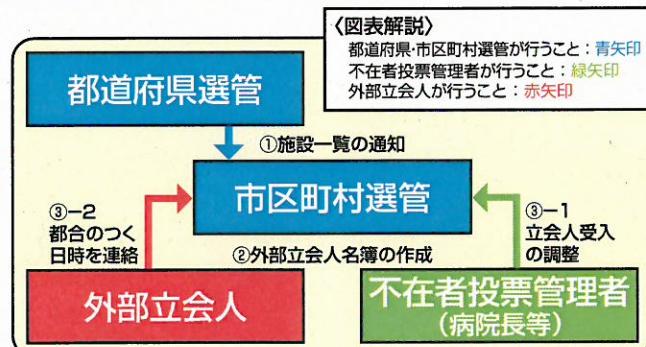
総務省

指定病院等の不在者投票管理者の皆様へ

指定病院等の不在者投票において、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務が設けられました。外部立会人の選定等に係る事務の流れは以下のとおりです。選任等の方法により、流れが異なりますのでご留意ください。

1. 外部立会人名簿の作成と選任に向けた調整

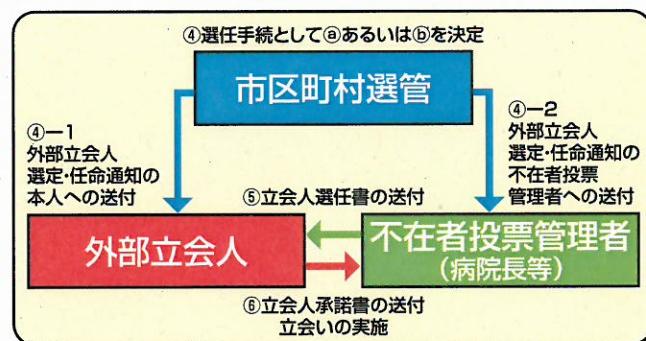
- ①都道府県選管は、不在者投票実施の指定病院等を通知。
- ②市区町村選管は、外部立会人名簿を作成。
- ③指定病院等の不在者投票管理者は、市区町村選管と外部立会人の受入を調整(③-1)。
市区町村選管と外部立会人は、日程等を調整(③-2)。



2. 選任等と立会い

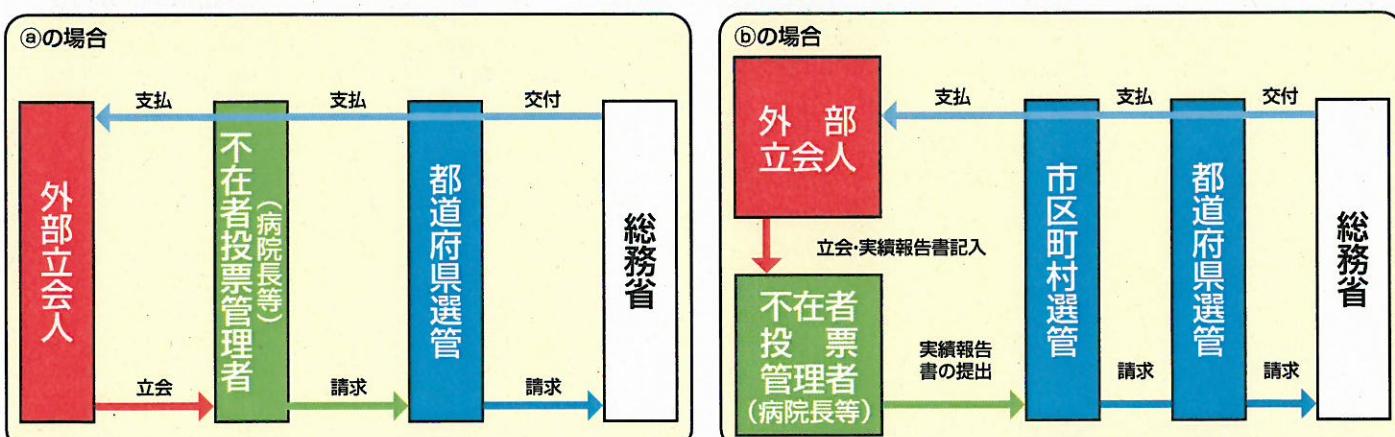
- 具体的な選定・選任手続としては、主に以下の2通りの方法が考えられます。
- ④不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法
- ⑤市区町村の選挙管理委員会が外部立会人を任命する方法(特別職の地方公務員と位置付け)

- ④市区町村選管は、
 - ⓐの場合、外部立会人候補者を選定し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に選定通知を送付。
 - ⓑの場合、外部立会人を任命し、外部立会人本人(④-1)と不在者投票管理者(④-2)に任命通知を送付。
- ⑤不在者投票管理者は、外部立会人に立会人選任書を送付。
- ⑥外部立会人は、立会人承諾書を送付した上で、指定病院等において立会いを実施。



3. 謝金・報酬等の取扱いについて

- 国政選挙における外部立会人に要する経費は、国が負担する不在者投票特別経費に算入されます。
謝金・報酬等の取扱いは、選任等の方法により、主に以下の2つの流れとなります。



不在者投票管理者が、外部立会人に謝金・旅費を支給した上で、所在する都道府県選管に一括して請求します。

不在者投票管理者が、市区町村選管に対して、実績報告書を提出し、市区町村選管が外部立会人に対して、条例等に基づき、報酬・費用弁償を支給します。

※いずれも衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の場合のフロー図です。

詳しくは都道府県・市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。